

## 令和3年度 第2回帯広市男女共同参画市民懇話会 会議録

- 開催日時 令和3年8月25日（水）午後6時30分～午後8時45分
- 開催場所 市役所 10階 第6会議室
- 出席者 【委員】 岡庭会長、向井副会長、中山委員、田沼委員、八巻委員、佐野委員  
阪口委員、鬼崎委員、富樫委員、角谷委員、吉澤委員、伊藤委員、  
樽見委員
- 【事務局】 下野市民福祉部長、毛利市民福祉部地域福祉室長、  
竹川市民活動課長、田中市民活動課長補佐、山内男女共同参画係長  
秋元男女共同参画係員

### ■次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) パートナーシップ制度についての論点
  - (2) 多様な性に関する施策についての論点
- 3 閉 会

### ■配布資料

- 資料1 多様な性に関する論点整理
- 資料2 多様な性に関するアンケート
- 参考資料 帯広市男女共同参画市民懇話会設置要綱  
第2期帯広市男女共同参画市民懇話会 名簿

## ■議事

[事務局]

ただ今から、令和3年度第2回帯広市男女共同参画市民懇話会を開催いたします。  
現在10名の委員に出席いただいております、設置要綱の規定によりまして会議が成立していることをご報告いたします。

[会長]

それでは、議事に入ります。  
今日は2つ議案が用意されております。1つ目はパートナーシップ制度についての論点です、事務局説明をお願いします。

事務局説明

[会長]

事務局から、資料の1、多様な性に関する論点整理 論点1-6までの説明がありました。  
9ページの議論のポイントは、「パートナーシップの定義としてふさわしいのは、いずれの選択肢か。又は、これら以外か」。15ページの議論のポイントは、「以下のような様々な意見を踏まえつつ、子供についての取り扱いを導入すべきか」。特に子供について、ファミリーシップ制度をどのように考えていくのかです。18ページの議論のポイントは、証明制度、宣誓制度をどのようにしていくのか。事務局から両制度について選択していくのはどうかという話がありました。22ページの議論のポイントは、養子縁組の項目と、通勤・通学者を対象とするか。25ページの議論のポイントは、死亡時にパートナーシップの証明書を返還してもらう必要があるか。広域連携の必要性についてどう考えるかです。

[委員]

意見の前に、アンケート結果の資料がありますが、どういう団体がいくつあって、対象となるメンバーはどのくらいいて、こういう回答になったのか聞かせてください。

[事務局]

北海道内で、LGBT等の当事者あるいはその当事者を支援する団体があり、その団体に協力をお願いしました。会員数は把握をしていますが、会員の方ばかりではなくて、過去に実施したイベントに参加した方にもご協力をお願いしていただいたと聞いており、11人の方からご回答いただきました。

[委員]

当事者あるいは支援者の意見というか、要望を尊重する必要があるのではという気持ちで聞きしました。

[委員]

事実婚ですが、LGBT 等と事実婚は全く別ものかと思うので、含まないのがいいと思います。それと子供の事ですが、転校してきた子供の親の名前など、学校で作成する指導要領には、どのように記載するのか考えると、ちょっと難しい問題になるかなと思いました。パートナーシップ制度が導入されたら証明書に子供の名前も記載して、二人の子だということを説明して、その辺をきちんと積み上げていかないと、産まれてから受験や就職まで、その子の一生に大きく関わるのかなと思いましたので、しっかりと議論をしてよい方向に進めていってもらえたらと感じたところです。

[委員]

パートナーシップ制度に子供を含むことは、2歳、3歳の自我が芽生えるときや、思春期のことを考えると、どのようにしたらいいのかという思いがあります。実際に教育現場で働いていると、親の離婚や再婚で非常に揺れ動く現実が見えていて、多様性をどのように受け止めて、広い視野で見えていけるのかということと、保護者の後ろ盾がしっかりとないと、きちんと育てていくものや育てていくことがなかなか難しいので、どう判断していくべきなのかと迷います。

[委員]

全くその通りで、小学校でも家庭の境遇によって学校での様子が明らかに違うので、パートナーシップということになると、大きな問題なのかなと感じました。子供の育ちにも大きく影響をしてくるでしょうし、子供のことを考えると本当に難しい問題が山積しているなと思います。

[委員]

明石市の子に関する届出書の中の、「ありのままがあたりまえ」という言葉がすごくいいなと思いました。例えば男性同士、女性同士のカップルの間に養子というか、里親制度がもし可能なら、「うちはパパが2人だよ」、「ママが2人だよ」というのがありのままであたりまえに育ったのであれば、それがその子にとっての普通になると思います。それを誰もが当たり前と思える環境、社会になってもらえればいいと思います。ある程度の年齢になって、本人の意思でファミリーシップ制度に残ることも抜けることもできる、選択ができるのがいいなと思います。子どもが小さいうちはフォローしてあげないといけないという気もしますし、難しいと思いますが、私はファミリーシップ制度はいいなと思います。

[委員]

事実婚とパートナーシップ制度では差があると思いました。事実婚は同性でもできますか。

[事務局]

一般的には異性間の事実婚になると思います。住民票に（未届）と記載ができ、夫（未届）、妻（未届）と記載をされることとなりますので、戸籍の性が違う方を事務局では想定して記載しています。

[委員]

基本的に同性同士も事実婚ができるということですか。

[事務局]

いろいろな制度の対象になるのは異性の事実婚です。配偶者と同様の扱いをするのは、異性の事実婚が対象になっているケースが多いと思います。

事実婚は異性の婚姻届を出さない方々の関係とご理解ください。ただ、パートナーシップについては、資料1の8ページにあるように、戸籍上の性別が同じである人としているケースが5件あります。そして戸籍の性は女性だけれども、心の性は男性だという方と、戸籍の性が男性だという場合も同性同士とみて、対象にしているのが4件あります。いずれも同性カップルといわれる方を対象にするケースで9件しかありません。逆に69件あるのが、戸籍上は同性同士でも、一方の心の性が違うという方で、お互いに心の性だと異性が好きだけれども、戸籍上は同じ性なので婚姻ができないというパターンがあります。これはトランスジェンダーのケースですが、こういう方も含めようとする、戸籍の性が同じと限定をしてもダメだということになりますので、性的マイノリティと広く入れていこうというケースがあります。最近は同性カップルに限定をしないことが多くなっているかと思います。

[委員]

多様性を求めるのであれば、自由に選べる方がいいのかなと思います。両親と家族で決めたことなので、それを認めるというファミリーシップ制度も必要なかと思います。あとはファミリーでしっかり子供などを守っていく覚悟があればいいと思うので、多様性を認められるような制度を作っていければと思います。

[委員]

パートナーシップ制度を実施している自治体では、性的マイノリティ等に限定していることが多い中、当事者のアンケート結果を見ると、それだけには限定をせずに事実婚も対象とするという回答が多いというところにギャップを感じました。資料1の5ページで事実婚には認められている部分があるにも関わらず、このアンケートの回答では事実婚をパートナーシップ制度の対象にするという方が多いのは、どうしてなのかなと思いました。それと子供に関して回答者数11名の中で子供の名前を記載すると選択した人は6名の半数で、当事者自身もこのアンケートを回答するときに、迷われているのかと思いました。

そして子供の名前を記載する選択した人以外の回答は分かれていて、やっぱり難しい問題だと感じました。さきほど委員の話を聞いて、学校でも問題があるだろうし、親として当事者になったときには、迷うだろうなと感じました。

[委員]

子供と一緒に育てているのに病院でパートナーが病状の説明とか付き添いができないというのは困るし、子供が欲しいパートナーにとってはそこが問題になると思います。パートナーとして生活していくことと、また家族を増やしていくことではハードルの段階が違うので、子供のことまでは考えていない人も多くいるのではないかと思いました。

[事務局]

同性カップルに限定しますと、子供がいるケースは3つくらいになります。1つ目はパートナーになってから人工授精で子供をもうけるパターンです。例えば女性の方が、ゲイの方の精子の提供を受けて、子どもを産むというケースがこれにあたります。2つ目は里子を迎えるケースです。また連れ子のケースもあります。パートナー関係を結ぶ前に異性と婚姻していて子供が生まれ、離婚したあとパートナーと同性カップルとして一緒に暮らすこともあります。この場合には、パートナーシップを作る前に既に子供がいるケースもありますので、考えを整理していく必要があると思います。

[副会長]

パートナーシップ制度を性的マイノリティの限定とするのは議論する余地がないだろうと思っていました。事実婚にはいろんなメリットがあるから、含める必要はないかなと思っていましたが、アンケートを見た時に違うなと思いました。資料1の4ページの最後のところで、性的マイノリティに限定すると当事者を浮き彫りにしてしまうという、逆差別のようになっていくことに気付かされました。なるべく間口を広げて選択肢を広くしておくべきなのかと考えが途中で変わりました。あと子供のことですが、ファミリーシップという選択肢が増えると考えたら、パートナーである保護者の決意を子どもにも伝え、私たちはファミリーであるという証明書を出してもらえ、そのうえで行政のサービスを受けやすくなるとか、例えば子どもの迎えに行った時に、私たちは家族だと証明ができるとか、そういった部分に特化すると、ファミリーシップもありかと思いました。

[事務局]

事実婚も対象にするという回答者が9人いらっしまったことについて、どういう理由で書いているかがわからなかったので、団体に問い合わせました。どのように受け止めたらいいかお聞きしたところ、選択肢が広い方がいいだろうという考えを述べているのではないかということでした。積極的に事実婚を入れていくのかどうかということよりは、選択肢は広い方がいいという考えを回答しているのではないかということでした。資料2のアンケート結果

の3ページ目、1 パートナーシップ制度について、(4) その他自由意見の欄があります。一つ目の意見の最後のところで、同性間だけの選択肢だと当事者としてはすごく使いづらくなるのではないかと回答をいただいています。この回答を見ると、対象は広い方がいいという考えをベースにしているのかと思います。また事実婚を含めることで当事者の方が浮き彫りにならないという考え方ですが、これだけパートナーシップ制度が広がっていると、事実婚を入れても入れなくても、制度を利用されている方が当事者かもしれないということは周りに伝わることもあるかと思います。ある自治体からは、そこはある程度仕方がない部分もあるけれども、問題はそこから周りの人に暴露する、アウトイングをするとか、個人情報が出てしまうことを防ぐための整理をしなくてはいけないということでした。

[委員]

論点の1-1 制度の必要性について、制度は必要でしょう。論点1-2の対象者はLGBT等とすべきか、事実婚なども含めるべきかですが、私はLGBT等にすべきだと思っていて、事実婚までは含めない方がいいかと思います。論点1-3は、子供についての記載も含めるべきかどうかですが、これはあくまでも本人たちの選択であり、そういう制度を作って欲しいと思います。論点1-4はどのような種類の制度が適切と考えるかですが、これも本人たちの選択になるのかと思います。ある程度選択肢を広くした制度を作る方がいいのではと思います。論点1-5については、通勤というのがよくわかりません。帯広市に住民票の無い人が通勤しているから、パートナーシップを使えるのか、どうやって認めるのかというのが、よくわからないところです。論点1-6の、パートナーの死亡時に証明書等を返還してもらう必要があるかどうかは、届出してもらわなくては困るのではと考えます。

[委員]

私としては事実婚を含むということでもいいと思います。それで性的マイノリティの定義はLGBT等を使わないということは必要だと思います。パートナーシップ制度の対象者は個々のケースで型にはまらないことがあると思うので、間口を広くすることが必要かなと。そうでなければパートナーシップ制度が使いにくいものになるのではと思います。子どもについては、認証が必要だと思います。パートナーとして共同生活を誓ったわけですから、子どもをもうけるのは権利だと思います。それで色々な問題が出てくるのは普通の家庭と同じだと思いますので、認証制度は必要だと思います。疑問なのがパートナーシップを使えるのは20歳以上という制限があったと思いますが、その辺はどうでしょうか。

[事務局]

各都市のパートナーシップ制度では、成年に達しているとしているものと、20歳としているものがあります。ただ来年の4月1日からは成年の年齢が18歳になりますので、20歳と定めている自治体では、おそらく18歳に下がることになると思います。契約を結ぶ時に、成年だとその方の意思が尊重される、未成年だと親が取消しできますので、パートナーシッ

ブ制度についても本人の意思できちんと関係を結ぶことを重視して、成年であることと定めている自治体が多いと伺っています。

[会 長]

婚姻開始年齢と揃えたいという考え、イメージですね。

[事務局]

現在の婚姻開始年齢は、成年とは別になっていまして、女性の場合は16歳、男性の場合は18歳で婚姻ができます。ただ、成年年齢は20歳とずれがあります。今は婚姻をすると成年になったとみなしていますので、結婚をすると成年になります。民法が変わり来年の4月1日からは成年の年齢と、婚姻ができる年齢が全部18歳になります。

[委 員]

まず、論点1の事実婚を含めるかどうかですが、制度そのものは性的マイノリティに限ってもいいのではないかと考えています。事実婚の方も困難を抱えているのですが、性的マイノリティの方とは違うのではと思います。例えば、法律婚が100m走のゴールだとして、事実婚が30mくらいのところにいる、あと70mをどう進めていくかということを考えなければいけない状況なのに対して、性的マイノリティの方は、そもそもスタートラインに立っていない。いかにスタートラインに立てるようにするのかを、この制度の主眼としていいのではないかと考えています。

帯広市男女共同参画プランとの関係性を考えると、パートナーシップ制度を作ること、性的マイノリティが抱えている困難を解消する、理解促進にもつながっていくところがあります。事実婚の解消はここには含まれないので、事実婚を入れようとする、おそらく女性活躍社会の実現の方かなと思います。ただ事実婚の困難を解消していくことは、プランでは検討されていないので、プランとの関係でいくと建付けが難しいのかなと思います。

資料1の9ページの議論のポイントのうち、選択肢1か3かはどちらもあり得ると思いつつながら、LGBT等という表現はプランにも記載しているので、選択肢1の性的マイノリティの多様な性の理解促進のための制度だということを出すのがいいと思います。

子供に関しては、記載を認めることでいいと思います。法律婚だと子供が好むと好まざると関わらず、戸籍に載ります。それが理想的な夫婦であろうとそうでなかろうと戸籍に載るので、一応15歳からは身分行為に関しては子供にもある程度自由が認められますから、15歳になったら証明書の記載から抜けるということも考えられるのかもしれませんが、それまでの間は証明書の記載は親の判断として、戸籍制度と比較して考えれば悩む必要もないかと思っています。

資料1の18ページに関して、日本の婚姻制度は効果が固いわりに手続きとしては非常に簡単で、婚姻届を出せば婚姻が、離婚届を出せば離婚ができます。そういう点では婚姻をするときに、市役所の人たちの前で宣誓をするわけではないし、「私たち、この先一緒に夫婦

としてやっていきます」ということを、市役所の人が証明してくれるわけでもありません。届出、宣誓をさせるくらいだったら、届出、登録でいいのではないかと思います。証明制度は、行政が何か証明するというのは、ハードルが高いような気がし、ある事実について行政が認定するところからスタートをしなくてはいけないと思います。市役所の戸籍住民課で戸籍の証明書を取るときに、戸籍に記載されていることの証明書でしかないですし、印鑑証明も、この判子が実印だと証明してくれるわけではなく、この人が実印として届出ているのはこの印影ですという証明にすぎないわけです。パートナーシップ制度の証明制度が、AさんとBさんはパートナー関係にあることを認定した上で証明しようとするのか、パートナーとしての各種の契約をした人たちということを確認するのかという話しになってしまう。そうすると登録制度とどう違うのか、そういう点で証明制度と併用して選択できるのが望ましいと思う反面、どう仕組みを作るのか分からないのが正直なところです。養子縁組関係では、パートナーシップ制度の利用のために養子縁組の解消をしなくてもいいような気がします。養子縁組はあくまでも親子関係であって、パートナーシップの関係性とは異なりますので、養子縁組関係とパートナー関係が併存していても、別におかしくはないと思います。様々な事情で養子縁組をせざるを得なかったのであれば、無理に解消させる必要もないかもしれません。

市民の定義については、市内への通勤・通学者もいいのかと思います。それは次の議論のポイントの返還や取消しとの関係もありますが、法律婚で、夫婦の仲が完全に冷め切っていて、別居していて、もう夫婦としての実体がなくなっている、届出がない限り戸籍には夫婦として載っています。それと一緒に、通勤・通学を本当にしているかどうか確認が取れなくても、本人が帯広市のパートナーシップ制度を使わない場合には、届出をしてもらえばいいという程度の考え方でいいと思います。死亡者の証明書の返還も、死亡しても戸籍から抜けるわけではなくて、戸籍に死亡ということで載って、婚姻関係があったということは記録上維持されるわけですから、証明書の返還も、本人が死亡をしたときに、かつてパートナーだったという証明書を出すというのもひとつの考えなのかもしれません。返還まではいらぬのかとも思っています。他都市との広域連携に関しては、できるのであれば極力進めるに越したことはないと思います。一歩ずつ進めていただければいいのではないかと思います。

#### [事務局]

全国で3自治体に証明制度がありますが、契約書を交わした関係だということ以上は、証明していません。2人がパートナーシップ関係に本当にあるのかは、証明のしようがありません。ただ、この制度の意味があるのは、民間サービスを使おうとした場合に、例えば片方に何かあった時に、もう片方がカバーしてくれるということが、契約上しっかりしていると、サービスの対象にできるのではないかとということがあります。渋谷区が証明制度を導入してから渋谷区のような公正証書を結んでいる方が民間サービスの対象にするということが広がっていった経過があります。そのあたりを希望される方に、選択をしていただけるのが



いいかと思います。関係に踏み込んだ証明はできませんので、こういう中身の契約書を交わしていますということを公的に告示する以外にはありません。例えば、民間サービスを受けようとしたときに、契約書を持っていなくても、自治体が発行したカードを見せると、この人たちは契約を結んだ関係だということがわかりますので、その関係を説明するのが非常に円滑になるという効果が指摘されています。

[委員]

届出をしておいて、証明するようなカードを発行してもらい、もらわないは、個人の選択ということですか。

[事務局]

証明制度を導入している自治体で、証明制度と宣誓制度を選択できるようになっているのは一か所しかありませんが、パートナーシップ制度の利用者には、証明制度を使っているというカードを渡しています。

[委員]

届出だけではだめで宣誓か証明のどちらかをするのが先進事例ですね。

[事務局]

宣誓制度と証明制度の選択制になっているのが、東京都の中野区です。そこでは宣誓をする  
と宣誓したという証明書を、契約を結んでいると、契約を結んだというカードをもらえます。

[委員]

帯広はパートナーシップの届出をして、証明書が必要な人に発行することでいいのではと思います。

[委員]

最初は生きづらさを解消していく、パートナーシップ制度というのはそういうことなのか  
なと思っていたので、事実婚も入れたらいいと思っていました。生きにくさを抱えている人  
を救えたらいいと思いました。なるべく広く、困っている人にはなるべくハードルを低くし  
て、役所のようなあまり行かない場所に行きやすいようになればいいと思います。例えばい  
ろんな選択肢があって、そこから選んでもいいと言われると、辛い人たちはそれだけでも救  
われるのではと思います。ただそうすると、制度を作る方は大変なのかなと思いますけど、  
できればそういう方法をとって欲しいと思います。

子供の名前についても、記載してもいいし、しなくてもいい。でも子供の名前を書く欄があ  
るとしたら、二人の親同士でもっと子供に対する話しができると思います。例えば連れ子に  
しても養子にしても、これからどうしていこうかと、責任感も強くなると思うので、私は子

供の名前も記載して良く、でも子供がある程度の年齢になりその子が外れたいと思うなら、外れてもいいようになったらいいなと思います。

[委員]

一人ではなくパートナーと一緒に2人で生きていくという、そういう選択をした人たちを応援していきたいと思います。また、生まれた時から親から離れなければならない複雑な事情がある子供がいて、そういう子供の里親とか養子縁組について、行政は考えていかなければいけないと思います。子供のことを大事だという声を強く上げていけば、親子関係が結びにくくても、自分のことを大事にしてくれる大人の存在が子供に届きやすくなるように、そういう役割を担う人を育てていかなければならないと思いました。年齢には関係ないけれど、2人で生きていこうという人たちが、どこに住んでいてもこういった生き方だということが言えるような世の中が早く来て欲しいし、血が繋がらなくても家庭を作れるということに力を入れていったらと思います。

[委員]

資料1、22 ページの論点のポイントの、市内に通勤・通学をする方を対象とするところで。国立市はより多くの人の困難を軽減する目的で、いずれか一方が通勤・通学者の場合もこの制度の対象としていますが、通勤や通学する人だったら何年間かの限られた制度になるのかと思います。

帯広市はまちづくり条例で通勤・通学している人も市民の定義に含んでいるので、通勤している人は、例えば保育所とか、そういったものも利用できるのかと考えられると思いますけど、何かこういうところが利点になるとか、把握しているものがあれば、本来の婚姻制度をはみ出して、パートナーシップ制度の対象者を拡大して、十勝に住んでいる人が住みやすくするのに何か利点があるのか、通勤・通学者も対象とすべきなのかすべきではないのか判断が難しいです。

[事務局]

パートナーシップ制度は、何かのサービスを受けるためのパスポートとして使うということではないと思っています。むしろ、自分たち2人が夫婦のような関係、家族であるということを受け止める、認めてもらうことにパートナーシップ制度という仕組みの存在意義があると思っています。

国立市さんは具体的なサービスよりは、自分たちは家族として認めてほしいという方々の気持ちをしっかりと受け止めて、それを公に示すための仕組みとして運営されていると理解しています。その上で、例えば広域連携の話をしましたけど、パートナーシップ制度を使っているからといって、どこの自治体でも同じサービスを受けられるかということ、そのようにはいかないと思います。それぞれの自治体で対象者がサービスごとに決まっていますの

で、パートナーシップ制度を導入しても、違いがどうしても出てくると思います。広域連携をする場合ですと、なるべく使えるサービスを揃えていこうということは、議論としてあると思っています。

まだ、国立市しか通勤・通学者を認めているケースがないので、具体的なサービスがどこまでかというのは、これからになってきますが、むしろ十勝は、いろいろと広域連携が進んでいます。帯広で認めていることをうちの町でも使ってもらってもいいのではという議論は今後あり得るのかと思います。むしろこれからの課題になってくると思います。

[会 長]

議論をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。9 ページ目の議論のポイントの「パートナーシップ」の定義としてふさわしいのは、いずれの選択肢か。又は、これら以外かは、まず事実婚を含めるか、含めないかの話しでしたが、様々な議論があって、特にアンケートについて、いろいろお話しがありました。

事務局からも、その他の自由意見のところにある意見についてご説明がありました。委員の発言にありましたが今の第3次男女プランにおいて、事実婚は議論の着地点としてはおそらく女性活躍です。事務局の言う事実婚は、異性間の事実婚ですので、同性パートナーシップとは分けて議論していただきたいと思います。異性間の事実婚については、女性活躍に繋がっていく話しなのかと思いました。今日の議論で、パートナーシップ制度では事実婚を含まないとすると、事実婚を否定するように聞こえるかもしれませんが、決して否定するわけではなく、事実婚については関係する議論を今後見極めながら、帯広市としては現行のプランの中で議論を深めていく。今日の会議では、まずは同性パートナーシップ制度について取り組んでいく。ここは女性活躍推進についても、議論をする会議ですので、そういうテーマのときに事実婚についても議論を深めていくという仕分けでよろしいでしょうか。

次に、性的マイノリティや LGBT という言葉を使うかの議論がありました。ここは難しいところで、今日は深く議論できなかったのも、ぜひ事務局で工夫をしていただきたい。

次に子供についての議論ですが、当事者である家族や、その子供の意思を最大限尊重するような制度を作っていただきたいということになると思います。具体的には年齢の問題など、今後議論が必要になりますが、今日は明確な、何歳になったら意思表示ができるという議論はできませんでした。子供が意思表示をできる、当事者である家族や子供たちの決意、意思を最大限尊重できるような制度を作っていただきたいと思います。

18 ページの制度については委員から意見がありましたが、選べることが大事なポイントになると思います。証明制度や、宣誓制度、様々な制度について整理していただきましたが、これらの制度を選んでいける形が大切になると思います。

次に 22 ページ、養子縁組関係にある方を対象にするかです。これは法律上の問題になるのかと思ひまして、委員からは養子縁組とパートナーシップを併用することは可能ではないかというお話しがありました。一例として、養子縁組かパートナーシップか選択を求められているというところに、養子縁組をしつつパートナーシップを選択もできるような作り込

みが、制度としてできるかどうかを、事務局には検討していただきたいところです。次に市内に通勤・通学する方を対象にするかです。国立市の事例の説明ありましたが、具体的な作り込みがどのようなものかを、一回整理して見せていただきたいなと思います。それから、最後の25ページで、パートナーの死亡時に証明書等を返還してもらう必要があるかです。この件について委員のご意見としては、返還を不要としつつ死亡時の届出を求めるものでした。委員会の総意ではありませんが、そういう意見がありました。広域連携の必要性については、委員からは、広域連携はあればいいということでした。続けて(2)についてご説明ください。

#### 事務局説明

##### [委員]

LGBTの問題、事実婚の話しも出ましたけれども、夫婦別姓問題、色々な問題がありますが国の制度が追いついていない中で、どこまで自治体ができるのか。ただ、全国一律の法律的な制度ではないので、自治体ごとに個性を出していけるといいますので、皆さんから意見が出ることで、帯広市らしいものになっていくのかと思っています。

##### [副会長]

仕事であればトライ&エラーを繰り返して、やってみてダメなら違う方法で試すことができますが、市のこれからの事を決めるのに、安易にトライ&エラーを繰り返せないで慎重に決めていかななくてはいけないのかと思います。そのためにはもう少し熟慮する時間をいただきたいということと、当事者のご意見や他のまちで実施されていることを、勉強する必要があるのかなと思いました。

##### [事務局]

以上をもちまして、本日の懇話会を終了させていただきます。ありがとうございました。